

事 務 連 絡  
平成20年 8 月 29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(アーモンド加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者の自主検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、米国産に加えてイタリア産アーモンド加工品を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、米国産及びイタリア産を除くアーモンド加工品について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

(違反事例)

1. 品 名：チョコレート類(ALMOND MILK CHOCOLATE)
2. 輸 出 国：イタリア
3. 輸 出 者：GIRAUDI S. R. L.
4. 検査結果：アフラトキシン陽性(B<sub>1</sub>として33ppb検出)
5. 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24027329132号1欄）
6. 輸 入 者：EATALY JAPAN KK